

委託商品取引要領

丹後織物工業組合

第1条（目的）

この要領は、丹後織物工業組合（以下「組合」）が、組合員の製造した产品及び、地場産業振興のため地域内の地場産品を広く収集して、これを展示し、宣伝と販売並びに需要開拓を図るために必要な出品の方法や、その取扱を定めることを目的とする。

本取引に係る基本契約は、第4条第1文に定める販売委託同意書（様式第1）の提出及び承諾をもって締結するものとする。

第2条（出品者の条件）

出品者は、下記のいずれかに該当する者を、この要領に基づき委託商品取引をする者とする。

1. 組合の組合員
2. 宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町において製造する地場産品の生産者のうち組合が出品者となることを認めた事業者

第3条（受託業務）

組合は、前条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

1. 商品の販売
2. 商品販売代金の回収及び精算
3. 商品の広告、販売の斡旋
4. 前3項に付随・関連する行為

第4条（出品の方法）

出品を希望する者は、あらかじめ販売委託同意書（様式第1）及び、販売委託申込書（様式第2）を組合のTANGO OPEN CENTER 事業課（以下、「事務局」）に提出し、その承諾を受けなければならない。

出品を追加・廃止する場合はその都度、販売委託申込書（様式第2）を事務局へ提出し、その承諾を受ける必要がある。

第5条（販売価格）

販売価格は出品者の希望とするが一般市価を参考に、両者協議の上、設定するものとする。

第6条（商品の所有権等）

商品の所有権は出品者にあり、組合は善良な管理者の注意義務を持って商品を保管するものとする。

第7条（納品・検査方法）

商品の納品・検査方法については、両者協議の上、別途、定めるものとする。

第 8 条（代金の支払）

1. 出品者が組合に対して支払う基本手数料は、商品の税抜販売価格の 40%（税別）とする。
2. 適格請求書発行事業者でない場合は、商品の税抜販売価格の 41.2%（税別）とする。
3. その他の手数料に関しては、両者協議の上、別途、定めるものとする。
4. 第 1 項及び第 2 項の基本手数料は、組合と出品者が別途協議・合意の上変更することがある。

第 9 条（瑕疵担保）

事務局は、出品者から商品の納入を受けたときはこれを検査し、数量の不足または瑕疵があった場合には、納入後営業日 7 日以内に出品者に通知するものとし、両者協議の上、代品納入または修補を行うものとする。

右期間を経過した後に数量の不足または瑕疵があった場合には、別途、両者協議を行うものとする。

第 10 条（報告及び代金回収）

1. 事務局は、毎月 10 日までの販売数ならびに販売代金を、同月 20 日までに、出品者に報告しなければならない。
2. 出品者は、事務局からの報告をもとに、翌月 5 日までに請求書を発行しなければならない。
3. 組合は、毎月 10 日までに集金した商品代金から、予め定めた手数料を差し引いた額を、翌月 15 日までに出品者に送金するものとする。ただし、当月の送金額が 1,000 円（税込）未満の場合、また、期日までに請求書が発行されなかった場合は、出品者へ報告の上、次回支払い月へ繰越すものとする。なお、送金手数料は組合の負担とする。

第 11 条（譲渡及び再委託の禁止）

1. 両者は、本要領より生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、組合は、委託業務を第三者に再委託する場合には、出品者の承諾を得なければならない。

第 12 条（期限の利益の喪失）

両者において次の各号の一に該当したときは、当該当事者は相手方からの何らの通知催告を要せず、本要領により相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を支払うものとする。

1. 本要領の条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず 14 日以内に当該違反が是正されないとき
2. 自ら振り出し、または裏書した手形または小切手が一通でも不渡りとなったとき
3. 租税公課の滞納処分を受けたとき
4. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等強制執行を受けたとき
5. 破産、会社更生、民事再生の手續開始の申し立てをなし、またはこれらの申し立てがなされたとき
6. 相手方の承諾を得ずに、解散、合併、会社分割または事業の全部または一部の譲渡を決議し

たとき

7. 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
8. 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
9. 加工料、賦課金、手数料など、本要領以外の組合への債務不履行が生じ、相手方に対し催告したにもかかわらず14日以内に当該違反が是正されなかったとき

第13条（取引解除）

1. 両者は、相手方が前条の一に該当したときは何らの通知催告を要せず、直ちに取引の全部または一部を解除することができるものとする。
2. 相手方が本要領の条項に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、当該期間内に履行しないときも前項と同様とする。

第14条（免責）

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による取引の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、組合は責任を負わない。

盗難及び組合の過失が原因の火災により損害が発生した場合は、組合の責において支弁する。

第15条（有効期間）

本要領及び、これに関連する書類の有効期間は、販売委託同意書（様式第1）提出から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに両者いずれからも何らの申出のない場合は、本要領と同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

第16条（協議）

本要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、一般商取引慣行によるほか、両者協議の上、決定する。

附 則

1. 本要領は、令和6年11月15日から実施する。
2. 本要領の実施により、以前の産品委託商品取引要領は廃止とする。
3. 以前の産品委託商品取引要領に基づき出品している商品は、本要領に引き継ぎ、管理するものとする。

別紙 販売委託同意書（様式第1）

別紙 販売委託申込書（様式第2）